

令和6年2月19日

南部町長 陶山清孝様

南部町特別職報酬等審議会

会長 西谷 公志

南部町特別職報酬等について（答申）

令和6年2月19日付発南第12907号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 南部町特別職の報酬等改定について

南部町特別職の報酬等の額について、町長の給料、町村議会議員の報酬については鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の答申額が妥当と判断する。副町長、教育長及び病院事業管理者の給料については、諮問のとおりとする。

なお、審議会として次のとおりの意見を付す。

1. 特別職の報酬等について、定期的な見直しをされることが望ましい。
2. 一部の委員から議員の報酬額については、見直し幅を上げてもいいのではないかという意見があった。今後の検討とされたい。